

子 発 0311 第 5 号
令和 3 年 3 月 11 日

各
〔 都 道 府 県 知 事
保 健 所 設 置 市 市 長
特 別 区 区 長 〕 殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に
関する民法の特例に関する法律」の施行について（通知）

生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律（令和 2 年法律第 76 号）が令和 2 年 12 月 11 日に公布され、本日、施行されたところである。

この法律の趣旨等は下記のとおりであるので、御了知の上、都道府県におかれは、管内市町村にも周知して頂くようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

記

第 1 趣旨

この法律は、生殖補助医療をめぐる現状等に鑑み、生殖補助医療の提供等に関し、基本理念を明らかにし、並びに国及び医療関係者の責務並びに国が講ずべき措置について定めるとともに、生殖補助医療の提供を受ける者以外の者の卵子又は精子を用いた生殖補助医療により出生した子の親子関係に関し、民法（明治 29 年法律第 89 号）の特例を定めるものとする。こと。（第 1 条関係）

第 2 内容

1 定義

- (1) この法律において「生殖補助医療」とは、人工授精又は体外受精若しくは体外受精胚移植を用いた医療をいうこと。（第 2 条第 1 項関係）
- (2) (1) において「人工授精」とは、男性から提供され、処置された精

子を、女性の生殖器に注入することをいい、「体外受精」とは、女性の卵巣から採取され、処置された未受精卵を、男性から提供され、処置された精子により受精させることをいい、「体外受精胚移植」とは、体外受精により生じた胚を女性の子宮に移植することをいうこと。（第2条第2項関係）

2 生殖補助医療の提供等

(1) 基本理念

ア 生殖補助医療は、不妊治療として、その提供を受ける者の心身の状況等に応じて、適切に行われるようにするとともに、これにより懐胎及び出産をすることとなる女性の健康の保護が図られなければならないこと。（第3条第1項関係）

イ 生殖補助医療の実施に当たっては、必要かつ適切な説明が行われ、各当事者の十分な理解を得た上で、その意思に基づいて行われるようにしなければならないこと。（第3条第2項関係）

ウ 生殖補助医療に用いられる精子又は卵子の採取、管理等については、それらの安全性が確保されるようにしなければならないこと。（第3条第3項関係）

エ 生殖補助医療により生まれる子については、心身ともに健やかに生まれ、かつ、育つことができるよう必要な配慮がなされるものとする事。（第3条第4項関係）

(2) 国の責務

ア 国は、(1)の基本理念を踏まえ、生殖補助医療の適切な提供等を確保するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。（第4条第1項関係）

イ 国は、アの施策の策定及び実施に当たっては、生殖補助医療の特性等に鑑み、生命倫理に配慮するとともに、国民の理解を得るよう努めなければならないこと。（第4条第2項関係）

(3) 医療関係者の責務

医師その他の医療関係者は、(1)の基本理念を踏まえ、良質かつ適切な生殖補助医療を提供するよう努めなければならないこと。（第5条関係）

(4) 知識の普及等

国は、広報活動、教育活動等を通じて、妊娠及び出産並びに不妊治療に関する正しい知識の普及及び啓発に努めなければならないこと。（第6条関係）

(5) 相談体制の整備

国は、生殖補助医療の提供を受けようとする者、その提供を受けた者、生殖補助医療により生まれた子等からの生殖補助医療、子の成育等に関連する各種の相談に応ずることができるよう、必要な相談体制の整備を図らなければならないこと。（第7条関係）

(6) 法制上の措置等

国は、この章の規定に基づき、生殖補助医療の適切な提供等を確保するために必要な法制上の措置その他の措置を講じなければならないこと。（第8条関係）

3 生殖補助医療により出生した子の親子関係に関する民法の特例

(1) 他人の卵子を用いた生殖補助医療により出生した子の母

女性が自己以外の女性の卵子（その卵子に由来する胚を含む。）を用いた生殖補助医療により子を懐胎し、出産したときは、その出産をした女性をその子の母とすること。（第9条関係）

(2) 他人の精子を用いる生殖補助医療に同意をした夫による嫡出の否認の禁止

妻が、夫の同意を得て、夫以外の男性の精子（その精子に由来する胚を含む。）を用いた生殖補助医療により懐胎した子については、夫は、民法第774条の規定にかかわらず、その子が嫡出であることを否認することができないこと。（第10条関係）

4 施行期日等に関する事項

(1) 施行期日

この法律は、公布の日（令和2年12月11日）から起算して3月を経過した日（令和3年3月11日）から施行する。ただし、3の規定は、公布の日から起算して1年を経過した日（令和3年12月11日）から施行すること。（附則第1条関係）

(2) 経過措置

3の規定は、4（1）ただし書に定める日（令和3年12月11日）以後に生殖補助医療により出生した子について適用すること。（附則第2条関係）

(3) 検討

ア 生殖補助医療の適切な提供等を確保するための次に掲げる事項その他必要な事項については、おおむね2年を目途として、検討が加えられ、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置が講ぜられ

るものとする。こと。（附則第3条第1項関係）

- ・ 生殖補助医療及びその提供に関する規制の在り方
- ・ 生殖補助医療に用いられる精子、卵子又は胚の提供（医療機関による供給を含む。）又はあっせんに関する規制（これらの適正なあっせんのための仕組みの整備を含む。）の在り方
- ・ 他人の精子又は卵子を用いた生殖補助医療の提供を受けた者、当該生殖補助医療に用いられた精子又は卵子の提供者及び当該生殖補助医療により生まれた子に関する情報の保存及び管理、開示等に関する制度の在り方

イ アの検討に当たっては、両議院の常任委員会の合同審査会の制度の活用等を通じて、幅広くかつ着実に検討を行うようにするものとする。こと。（附則第3条第2項関係）

ウ アの検討の結果を踏まえ、この法律の規定について、認められることとなる生殖補助医療に応じ当該生殖補助医療により出生した子の親子関係を安定的に成立させる観点から3の規定の特例を設けることも含めて検討が加えられ、その結果に基づいて必要な法制上の措置が講ぜられるものとする。こと。（附則第3条第3項関係）

第3 留意事項

1 生殖補助医療及び不妊治療の提供に当たっては、次の基本的認識に基づいて施策を講ずること。

- ・ 生殖補助医療の提供等については、それにより生まれる子の福祉及び権利が何よりも尊重されなければならないこと。
- ・ 当事者、特に女性の心身の保護及びリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する自己決定権）の保障が尊重、確保されなければならないこと。また、保障されるべきリプロダクティブ・ヘルス/ライツには、女性の健康の確保だけでなく、身体的にも精神的にも本人の意思が尊重され、自らの身体に係ることに自ら決定権を持つことが含まれるものであることに留意すること。
- ・ 商業的な悪用・濫用を禁止し、防止するとともに、優生思想の排除を維持すべきこと。
- ・ 生殖補助医療及び不妊治療は、国による少子化対策としてのみ推進されるべきものではないこと。

2 第2の2（1）エの規定が、本法の目的の一つである生殖補助医療によって生まれくる子どもの福祉と権利の尊重を理念に定めたものであり、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが安全で良好な環境で生まれ、育つ固

有の権利を有すること、及びその尊重と確保のために必要な配慮がなされなければならないことを規定していることに留意し、必要かつ適切な施策を講ずること。

- 3 生殖補助医療及び不妊治療の効果に関するインフォームド・コンセントを尊重したカウンセリング体制の強化並びに生殖補助医療及び不妊治療への社会の理解の促進を図ること。
- 4 生殖補助医療及び不妊治療を利用する当事者及びそれにより生まれる子への偏見を防止するとともに、不当な差別を禁止するために必要な措置を講ずること。
- 5 養育里親、特別養子縁組等多様な選択肢の周知と支援体制を強化し、多様な生き方及び多様な家族の在り方を保障するための取組を行うこと。
- 6 仕事と生殖補助医療や不妊治療等との両立が実現できるよう、職場における働き方の環境や制度の整備を行うとともに、周囲や社会全体の理解の醸成のためのヘルスリテラシー等に係る教育の推進など必要な措置を講ずること。